

同性パートナーを殺害された者への犯罪被害者給付金不支給裁定に対する 取消請求事件

【文献種別】 判決／最高裁判所第三小法廷

【裁判年月日】 2024（令和6）年3月26日

【事件番号】 令和4年（行ツ）第318号、令和4年（行ヒ）第360号

【事件名】 犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求事件

【裁判結果】 原判決破棄、差戻し

【参照法令】 犯罪被害者給付金等支援法5条

【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25573429

愛知大学教授 大野友也

事実の概要

上告人男性Xと同居していた訴外男性Aは、2014年12月、Bにより殺害された（Bは殺人罪で懲役14年）。2016年12月、Xは自身が犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下、犯給法）5条1項1号で定める「犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）」に当たるとして同法4条1号所定の遺族給付金支給の裁定を申請した。これに対し愛知県公安委員会は、XとAが同性であることを理由に遺族給付金を支給しない旨の裁定をした。そこでXが裁定の取消しを求めて名古屋地裁に提訴した。

第一審¹⁾は「本件処分当時、同性間の共同生活関係が婚姻関係と同視し得るものであるとの社会通念が形成されていたとはいえず」同性パートナーは「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」（犯給法5条1項1号）には該当しないと、請求を棄却した。第二審²⁾は、犯給法5条1項1号は「婚姻の届出をすることができる関係であることが前提となっている」として、同規定に同性間の関係は含まれないとした。また異性カップルと同性カップルの取扱いの違いが憲法14条1項に違反するとの主張につき、本制度が「一種の見舞金的性格」を有することから広い立法裁量を認

め、控訴を棄却した。そこでXが上告した。

判決の要旨

「犯罪被害者等給付金の支給制度は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族等の精神的、経済的打撃を早期に軽減するなどし、もって犯罪被害者等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することを目的とするものであり、同制度を充実させることが犯罪被害者等基本法による基本的施策の一つとされていること等にも照らせば、犯給法5条1項1号の解釈に当たっては、同制度の上記目的を十分に踏まえる必要がある」。

犯給法5条1「項1号が、括弧書きにおいて、『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者』を掲げているのも、婚姻の届出をしていないため民法上の配偶者に該当しない者であっても、犯罪被害者との関係や共同生活の実態等に鑑み、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたといえる場合には、犯罪被害者の死亡により、民法上の配偶者と同様に精神的、経済的打撃を受けることが想定され、その早期の軽減等を図る必要性が高いと考えられるからであると解される。しかるところ、そうした打撃を受け、その軽減等を図る必要性が高いと考えられる場合があることは、犯罪被害者と共同生活を営んでいた者が、犯罪被害者と異性であるか同性であるかによって

直ちに異なるものとはいえない」。「そうすると、犯罪被害者と同性の者であることのみをもって『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者』に該当しないものとするのは、犯罪被害者等給付金の支給制度の目的を踏まえて遺族給付金の支給を受けることができる遺族を規定した犯給法5条1項1号括弧書きの趣旨に照らして相当でないというべきであり、また、上記の者に犯罪被害者と同性の者が該当し得ると解したとしても、その文理に反するものとはいえない」。

「上告人が本件被害者との間において『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者』に該当するか否かについて、更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻す」。

なお本判決はあくまで犯給法5条1項1号についての解釈であるとして判決の射程に限定を付す林道晴裁判官の補足意見と、同性パートナーは「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」には該当しないとする今崎幸彦裁判官の反対意見がある。

判例の解説

一 判決の意義

同性カップル間の不貞行為に対する不法行為責任が問われた事案につき、最高裁は上告不受理とし³⁾、これを肯定した高裁判決が確定している。この決定では、結論として同性カップルに事実婚と同様の法的保護が認められたが、それは最高裁が上告を不受理とした結果でしかなかった。

これに対し本判決は、犯給法5条1項1号という「犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）」に同性パートナーも含むとし、犯給法において、同性カップルに事実婚と同様の法的保護がなされることを最高裁が正面から認めたものである⁴⁾。

二 判決の論理構造

判決の論理は、犯給法の目的が犯罪被害者遺族等の精神的・経済的打撃を軽減し、犯罪被害者やその遺族等の権利利益の保護が図られる社会の実

現にあり、そうした被害の軽減を図る必要性は、被害者と共同生活を営んでいた者が犯罪被害者と性別が異なるかどうかによって違いがあるとはいえない、というシンプルなものである。判決は触れていないが、同性婚が認められない現状において、XはAの死亡による遺産相続等を行うことができない。そのことからすれば、Xに対する救済の必要性は法律上の夫婦などよりも高いとさえいえる⁵⁾。

犯罪被害者の遺族には、被害者のパートナーのみならず、子・父母・兄弟姉妹などが含まれる（犯給法5条1項2号）。子や兄弟姉妹は犯罪被害者と同性的場合もあるのであって、パートナーのみ異性に限定する理由は乏しい。また、内縁法理がもともと法律上の婚姻制度からはじき出されたカップルを保護するために発達してきたのだとすれば⁶⁾、現行法上同性間で婚姻が認められていないとしても、それを理由に同性カップルの保護を否定することに正当性はない。

この点、本件地裁判決は、「同性間の共同生活関係が婚姻関係と同視し得るものであるとの社会通念が形成されていたとはいえない」として犯給法5条1項1号該当性を否定し、高裁判決もまた「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」とは「婚姻の届出をすることができる関係であることが前提となっている」としてこれを否定した。しかし最高裁は、同性カップルに対する社会の認識や、法律上婚姻が可能かどうかといった点については一切触れず、あくまで犯罪被害者遺族の被害回復という点からのみ結論を導いた。

法解釈が社会に影響を有し、また立法が民主的プロセスを経て成立する以上、法の解釈・適用にあたって社会の理解・認識を踏まえることはあり得る⁷⁾。しかし裁判所が人権の砦であり、違憲審査権が憲法で付与されているという点からしても、社会通念などから一定の距離を取ることでもまたあり得るところである⁸⁾。それ故、地裁や高裁が重視したこれらの点を最高裁が顧みなかったとしても問題はない。

本判決は、高裁が論点とした14条1項違反の有無について判断していない。これは犯給法5条1項1号に対する多数意見の解釈によって憲法問題が生じない状態となったためであり、いわゆる

「憲法判断回避の準則⁹⁾」の一例といえよう。

三 判決の影響

林補足意見と今崎反対意見が指摘するように、犯給法5条1項1号の括弧書きと同様の規定は少なからず存在する¹⁰⁾。こうした諸規定への影響はいかなるものであろうか¹¹⁾。

この点、林補足意見は、あくまで本判決は犯給法5条1項1号についての解釈であるとして判決の射程を本法に限定する。確かに判決自体は犯給法の解釈であるため、他の条文解釈との区別は不可能ではない¹²⁾。

また実際に同じ文言を使用しているも、異なる意味合いで解する場合もある。たとえば日本国憲法第15条1項・2項・3項にはいずれも「公務員」という文言が使われているが、1項・3項は選挙で選出される公務員を指すのに対し、2項では選任方法を問わず、全ての公務員を含むと解する説がある¹³⁾。

他方で、法の安定性の要請や、法解釈は「論理的に筋道が通っていなければならない¹⁴⁾」といった理解からすれば、同一文言は可能な限り同じものとして解釈するのが原則というべきである¹⁵⁾。日本国憲法56条1項にいう「総議員」と96条1項にいう「総議員」は同じ内容を指すとして解するのがその例である¹⁶⁾。もし同様の文言について、異なる解釈をすべきであるとするならば、そのような主張をする側がその理由につき説明する必要があるだろう¹⁷⁾。

このように考えた場合、同性パートナーの被扶養者性が問題となる。札幌地判2023(令5)・9・11は、札幌市の同性パートナーシップ宣誓制度を利用していただ同性カップルがパートナーの一方を被扶養親族とする届出をしたところ認められなかったため提訴した事案である¹⁸⁾。札幌地裁は、地方公務員共済組合法2条4項にいう「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」とは、「法律上の婚姻関係と同視し得る関係を有しながら婚姻の届出をしていない者」であり「婚姻の届出をできる関係」であることが前提だとして、同性パートナーにつき、「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」とは認めなかった¹⁹⁾。しかし、本件最高裁判決の論理からすれば、パートナーの被扶養

者性を性別によって区別することにも正当性はなく、同性パートナーも被扶養者性を認められるべきである²⁰⁾。

四 同性婚訴訟との関係について

本判決はあくまで犯給法5条1項1号の解釈が問題となったものであって、同性婚についてのものではない。しかし同性カップルの保護という点では共通するものであり、最高裁が同性婚訴訟をどう扱うかを推測する手がかりとなり得る。同性婚訴訟が憲法訴訟となっていることから大法廷判決が予想されるところ、本判決は小法廷判決であって推測も極めて不確かなものとならざるを得ないが、簡単に触れておきたい。

今崎裁判官の反対意見は「婚姻は男女間のものとして歴史的にも法的にも観念されてきたのであり、同性同士の関係にも同様の法的保護を及ぼすという考えは最近のものである」と述べており、同性カップルへの保護や同性婚それ自体に消極的であるように見える。さらに「今回争点となった犯給法の解釈は、同性パートナーシップに対する法的保護の在り方という大きな論点の一部でもある。この論点は、社会におけるその位置付けや家族をめぐる国民一人一人の価値観にもかかわり、憲法解釈も含め幅広く議論されるべき重要な問題である」と述べており、同性カップルに対する法的保護は民主プロセスに委ね、裁判所が判断すべきでないという立場であるように見える。それ故、同性婚訴訟においても今崎裁判官は消極的な判断をすすると思われる。

他方、犯給法5条1項1号と同様に、婚姻に伴う諸利益が異性カップルか同性カップルかにかかわらず等しく保障されるべきだとすれば、同性婚も異性婚と同様認められるべきということになりそうである。このことからすれば、多数意見の裁判官4名は、同性婚についても肯定的な立場に立つことが予想される。

●—注

1) 名古屋地判2020・6・4判タ1482号131頁。評釈として渡邊泰彦「判批」新・判例解説 Watch (法セ増刊) 28号(2021年)125頁、藤原孝洋=吉田隆「判批」判例自治474号(2021年)4頁。

2) 名古屋高判2022・8・26判タ1506号48頁。評釈と

- して田代亜紀「判批」ジュリ 1583 号 (2023 年) 14 頁、野口健格「判批」法セ 816 号 (2023 年) 128 頁。
- 3) 最決 2021 (令 3)・3・17 (LEX/DB25569621)。
- 4) 堀江哲史『『同性パートナーにも犯罪被害の遺族給付金を』訴訟最高裁判決』青年法律家 639 号 (2024 年) 12 頁。
- 5) 判タ 1482 号 134 頁 (原告の主張)。
- 6) 同上 (原告の主張)、棚村政行ほか『家族法』(青林書院、2001 年) 45~46 頁。
- 7) 婚外子相続差別事件において最高裁は、合憲/違憲の結論を導く際に国民感情ないし国民の意識を踏まえている。最決 1995 (平 7)・7・5 民集 49 卷 7 号 1794 頁、最決 2013 (平 25)・9・4 民集 67 卷 6 号 1330~1331 頁。この点につき、岡田聖貴「合衆国最高裁判決における『国民の意識』」一法 22 卷 3 号 (2023 年) 59 頁。
- 8) この点につき、民主主義との関係についてではあるが、阪口正二郎『立憲主義と民主主義』(日本評論社、2001 年)。
- 9) 芦部信喜 (高橋和之補訂)『憲法〔第 8 版〕』(岩波書店、2023 年) 407 頁。
- 10) e-Gov 法令検索で「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」を検索すると公営住宅法 27 条 5 項、国民健康保険法 6 条 2 項 1 号・2 号、児童扶養手当法 3 条 3 項など 73 件がヒットした (2024 年 5 月 16 日現在)。また堀江・前掲注 4) 13 頁は、同様の文言を用いる法令は 200 以上あるとする。
- 11) 今崎裁判官は、社会への影響の大きさという点からも多数意見に反対している。だが社会への影響の大きさが何故結論を左右するのかよくわからない。影響といっても、良い影響もあれば悪い影響もあり得るし、双方を含む場合もあり得るだろう。「影響の大きさ」ではなく、具体的にどのような影響が想定され、それが社会にとってどのような「悪い影響」をもたらす得るのかを説明しなければ、「影響力の大きさ」というだけで当事者の主張を斥けるのは説得力に欠けるだろう。
- なお判決の持つ社会的影響につき、ダニエル・H・フット (溜箭将之訳)『裁判と社会——司法の「常識」再考』(NTT 出版、2006 年) 275 頁以下。
- 12) 小室百合『法律の条文解釈入門〔新版〕』(信山社、2018 年) 97~113 頁は「同じ単語でも同じ意味とは限らない。意味が違うことがある」との見出しで、同じ文言で異なる意味に用いられる例について説明している。また 2024 年 4 月 9 日の参議院内閣委員会において、井上哲士議員から「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令」第 9 条において同様の規定があり、犯給法と同じように解釈すべきではないかと問われた松村祥史国家公安委員長は、本判決が犯給法に関するものであり、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律に直ちに当てはまるものではない旨の答弁をしている。井上哲士オフィシャルサイト <<https://www.inoue-satoshi.com/parliament/2024/04/post-486.html>> より (2024 年 6 月 6 日時点で国会の会議録が公開されていないため、井上議員のサイトによった)。
- 13) 法学協会『註解日本国憲法 (上)』(有斐閣、1953 年) 365 頁。
- 14) 長谷部恭男『法律学の始発駅』(有斐閣、2021 年) 99 頁。
- 15) 本件高裁判決は、国家公務員災害補償法 16 条 1 項や厚生年金保険法 3 条 2 項、国民年金法 5 条 7 項に同様の規定があり、これらが「夫」「妻」という文言を用いていることから異性間の関係を前提とした定めであるとして、同様の規定である犯給法 5 条 1 項 1 号を異性関係に関するものだとする根拠としている。
- また小室・前掲注 12) 97 頁の見出しは、原則として同じ文言は同じ意味であるとの前提があるように見える。
- さらに弁理士の河野英仁氏によると、アメリカの特許に関する判例で同一文言は原則として同じ意味として解釈すべきことが指摘されているという。河野英仁「同一文言に対する権利範囲解釈の相違~同一文言に対し異なる解釈が成立するか否か~」<<https://www.knpt.com/contents/cafc/2012.05.10.pdf> (2024 年 5 月 31 日閲覧)>。ただしここでは、例外的に異なる解釈をした事例が紹介されている。
- 16) 樋口陽一『憲法 I』(青林書院、1998 年) 377 頁。
- 17) 村田敏一「会社法の解釈と法概念の統一性」立命 357 = 358 号 (2014 年) 278~279 頁。
- 18) 裁判所ウェブサイト。評釈として渡邊泰彦「判批」新・判例解説 Watch (法セ増刊) 34 号 (2024 年) 105 頁。
- 19) 評釈として、只野雅人「同性パートナーの被扶養者性と平等原則」法教 520 号 (2024 年) 113 頁。
- 20) 社会保障法領域における「事実上婚姻関係と同様の事情にある者」の解釈につき、河北洋介「犯罪被害者給付金制度と同性パートナー」名城 72 卷 4 号 (2023 年) 6~12 頁。
- * 付記 本件訴訟の弁護団員である岡村晴美弁護士・堀江哲史弁護士より本件訴訟の訴状や準備書面を提供していただいた。記して感謝申し上げます。